

久留米市保育所給食物資納入希望者登録案内（平成30・31年度分）

平成30・31年度において、久留米市保育所の給食用物資の納入を希望する方は、次により申請書類を提出してください。なお、この案内は登録手続きであり購入契約ではありませんのでご注意ください。

1. 申請の資格

裏面の「久留米市保育所給食物資納入希望者資格要件」を参照ください。

2. 申請書類の受付

(1) 申請期間：平成30年2月1日（木）～平成30年2月16日（金）

ただし、土・日曜日及び祝日を除く。

(2) 受付時間：午前8時30分～午後5時15分

(3) 受付場所：久留米市役所 子ども未来部子ども施設事業課（16階）へ持参のこと。

ただし、現在公立保育所に給食物資を納入されている業者については、納入先保育所への持参も可。

3. 登録の有効期間

平成30年4月1日～平成32年3月31日

4. 提出書類

番号	提出書類	法人	個人	様式区分
1	保育所給食物資納入希望者登録申請書	○	○	指定様式
2	納税証明書（市税） ＜市町村発行＞	滞納なし証明書	滞納なし証明書（国民健康保険料も要）	写し可
3	誓約書	○	○	指定様式

※ 提出書類等の不備・不足があった場合は、登録できない場合があります。

5. 結果通知

申請受理後1ヶ月程度で郵送にて通知します。

登録が認められても必ずしも発注依頼があるとは限りませんのでご了承ください。

6. 申請事項の変更

登録後に、登録事項に変更があったとき、事業を廃止したとき、又は登録を削除しようとするときは、届出が必要となります。

7. 登録の取り消しについて

登録者が次の各号のいずれかに当てはまるときは、その者の登録を取り消します。

- (1) 登録された者が虚偽の申請をした場合。
- (2) 「1の申請の資格」の要件が欠けた場合。
- (3) 倒産又は、破産したとき。
- (4) 受注に関し不正な行為又は不誠実な行為があったとき。
- (5) その他、登録業者としてふさわしくない行為があった場合。

8. その他

- (1) 登録後において、有資格者に対して、経営内容、納税状況等を調査するため、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。
- (2) 発注については、各保育所で協議の上、注文の依頼をかけることになります。
- (3) この登録は契約ではありません。ただし、登録された業者より選定いたします。
※緊急時においては、この限りではありません。

久留米市保育所給食物資納入希望者資格要件		
1	基本姿勢	保育所給食用物資納入業者は、保育所給食（食育）に協力的姿勢で臨み、安全で良質な物資を適正価格で円滑に納入することができること。
2	立地条件	(1) 原則として、久留米市内に店舗等を有すること。ただし、久留米市近郊の業者で配送体制が確立されている場合はこの限りではない。 (2) 製造加工を要する食品については、市内に製造加工の設備があること。但し、市内で製造加工ができず、或いは、必要数量の調達が困難な食品についてはこの限りではない。
3	納入条件	(1) 営業経歴及び経営状態が良好である。 (2) 食品に関する法律並びに諸規定が遵守されている。 (3) 3年以上、同種の営業を継続し、かつ、6ヶ月以上保育所または学校給食材料を納品している実績があること。但し、市が必要と認めた場合はこの限りではない。 (4) 納税義務が履行されている。 (5) 指示した期日、時刻に指定の場所に納入できること。 (6) 物品の交換を要する場合は、直ちに対応できること。 (7) できるだけ輸入品を使用せず地場産品にすること。 (8) 納品書・内訳書については、物資納入時に提出すること。 (9) 物資については、時価相場・適正価格での納入であること。 (10) 納入業者の役員等が、暴力的組織又は暴力団員等ではない。
4	衛生管理	(1) 従業員の健康管理が十分行われており、かつ、衛生教育が十分に行われていること。 (2) 食品管理をしている店舗等の整理整頓及び適温管理や衛生管理が適切に行われていること。 (3) 製造加工業者については、材料保管場所、製品保管場所、冷蔵設備その他衛生上必要な設備を完備していること。